

議案第98号

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成25年12月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市法定外公共物管理条例の一部を改正する条例

大田原市法定外公共物管理条例（平成14年条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

種別	使用料		
	単位	金額（円）	
電柱・支柱	1本1年につき	630	
電柱・電話柱	1本1年につき	560	
その他の柱類	1本1年につき	56	
埋設工作物	内径が0.4m未満のもの	1メートル1年につき	130
	内径が0.4m以上のもの	1メートル1年につき	240
通路	幅員6m未満のもの	1平方メートル1年につき	110
	幅員6m以上のもの	1平方メートル1年につき	220
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,000	
その他のもの	1平方メートル1年につき	100	

」

を

「

種別	使用料		
	単位	金額（円）	
電柱・支柱	1本1年につき	560	
電柱・電話柱	1本1年につき	500	
その他の柱類	1本1年につき	50	
埋設工作物	内径が0.4m未満のもの	1メートル1年につき	120
	内径が0.4m以上のもの	1メートル1年につき	210
通路	幅員6m未満のもの	1平方メートル1年につき	110
	幅員6m以上のもの	1平方メートル1年につき	220
広告塔	表示面積1平方メートル1年につき	2,000	
その他のもの	1平方メートル1年につき	100	

」

に改める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。